

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

嬭恋村の地域課題解決に向けた企業向け研修・官民連携推進事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

群馬県嬭恋村

3 地域再生計画の区域

群馬県嬭恋村の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

・重点課題：嬭恋村では、「人口減少」が大きな課題となっており、国勢調査の結果によると総人口が平成6年3月31日時点で11,307人、令和3年1月1日時点で9,418人と、27年間で1,889人減少している。特に0歳から34歳の人口が大幅に減少しており、平成6年3月31日時点で4,806人、令和3年1月1日時点で2,396人と、2,410人減少していることを背景に移住者拡大を図る必要がある。移住施策に関して解決すべき課題は多く、村の立地や自然景観を活かしたツール(事業や行事)はあるが、移住に結び付くキッカケにする工夫が乏しい状況である。また、長野県佐久市、上田市は、村民の生活圏となっており、更に軽井沢町や草津町といった観光地が隣接しているにも関わらず、村の観光収益・流入人口が低迷しているという現状がある。

これまで、行政の視点で現状を捉え、それらに対応する事業を行ってきたが、大きな改善や流入人口増加等の効果は得られていない。

その現状を打破すべく、村では、住民の意識調査(令和元年度実施)や住民参加型ワークショップを実施し、行政の力だけではなく、地域を巻き込んだ検討を重ねてきたが、地域づくりに意欲的な人の意見をデータ化しにくいこと、その後の政策策定まで住民が主体的に関わることができる仕組みがないこと、村の現状を村外から客観的に分析する視点の欠如などの課題が浮き彫りになってきた。

このため、地域住民とともに課題の洗い出しや事業立案、実装を段階的に行う上で、地域課題やニーズに関心がある企業を呼び込むための官民連携の基盤構築を行う必要がある。

次の①～③は、上述した住民意識調査や住民参加型ワークショップ等により挙げられた地域課題の例であるが、これらのような人口減少の大きな要因となる地域課題を官・民・地域の連携により解決を図る。将来的には村役場職員が民間企業を受け入れつつ地元の課題やニーズに対応する人材の育成を図ることで、自立性の高い官民共創の制度づくりと課題解決事業のサイクル化を実現する。

①観光業：百名山に指定されている浅間山、白根山、四阿山でのトレッキング、標高1000mに位置する鹿沢エリア、バラギエリアにあるキャンプ場やグランピング施設、冬にはスノーアクティビティが楽しめるスキー場が村内に3カ所点在しており、今年冬にはオリンピック金メダリストの平野歩夢氏が村に訪れていることから若年層のスノーボーダーが本格的に楽しめるクオリティである。

これらの自然と現代的な楽しみを体感できるツールを持っているにも関わらず、嬭恋村のブランド力や知名度が都市部に浸透していない。また、名高い観光地として知られている軽井沢町、草津町に隣接しているも、本村は単なる通り道となっているため、観光客数が低迷している。(観光商工課 年間観光における流入人口調査 令和元年度2,005,110人→令和3年度934,190人)

上記のような地域のブランド力の向上・知名度向上のためのPRについては、村外からの視点による分析、民間企業が持つノウハウを活用した事業展開が今後必須であり、官民連携の仕組みが求められている。

②農業：生産量50年連続日本一を誇る高原キャベツを含め、じゃがいも、トウモロコシ、なす、トマトなどの高原野菜が特産品である。収穫した野菜は全国各地に出荷したり、姉妹都市の東京都千代田区やJR高崎駅などで直売イベントを開催するなどして広くPRする場を設けている。しかし、農家の高齢化や後継者不足などが原因で農地規模の縮小や不耕作地の面積が増加している課題がある。(嬭恋村農業委員会所管「人・農地プラン」調査より 60歳以上の農業者の耕作面積：329haうち後継者がいない耕作面積：221ha)

新規就農者に係るデータを分析したところ、令和元年～令和3年までの新規就農者17人全てが元々村内で生活していた村民であり、村内人口がこのまま漸減していく状況が続いた場合は現在の事業規模を維持できないため、村外からの新規就農者を呼び込むための取組が必須であると考えている。

上記のような新規就農者を呼び込むための対策については、村外からの視点を取り入れて都市部の方のニーズにマッチした事業(現状実施している農泊や収穫体験等を改善した事業)を実施し、「農業＝大変、儲からない」といったイメージを払拭し、嬭恋村の一大産業である農業を若い方が就農したいと思えるような持続可能なものに転換する必要がある。

③移住促進と空き家の活用：本村には約9000棟の別荘宅があり定期的に滞在する方や定年退職を機に移住する方もいる。昨今ではテレワークの普及により別荘ブームが訪れ、移住相談件数も増加傾向にある。(※交流推進課集計ベース 令和元年度101件→令和2年度145件→令和3年度230件)一方で空き家も年々増加しており景観保護や鳥獣害対策など空き家の利活用の課題が多くある。(交流推進課空き家調査結果 平成28年度464件→令和3年度532件)昨年度には、移住・テレワーク促進の拠点として空き家の活用を検討したが、通信電波が微弱なエリアが多く点在し整備まで至らなかった。そこで通信環境が整っているホテルや貸別荘を受け皿にするべく、関係者で協議したところドロップイン利用や長期滞在(5泊以上)などを取り扱っている施設がないため、都市部の方のニーズに応えられていないということが判明した。

また移住促進においても、令和3年度に村と地元事業者との協働で、村外企業から使用していただくことを目的として、サテライトオフィスを整備したが、実際に行政や地元事業者のみで企業誘致を行えるノウハウやニーズ集約する手法がないのが現状の課題である。今後、村外からの視点を取り入れることにより、テレワークや移住促進に係るニーズの把握や課題の洗い出しを再度行い、都市部の方が嬭恋村に継続的に来訪していただけるような事業を展開していく必要がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

嬭恋村では、「人口減少」が重点課題となっており、その背景には解決すべき課題も多く、村の立地や自然景観を活かしたツール(事業や行事)はあるが、本質的な解決に結び付くキッカケにする工夫が乏しい状況である。

近隣には、長野県佐久市、上田市といった比較的大きめ生活圏や、長野県軽井沢町・群馬県草津町といった観光地が車で20～30分圏内にあり、当村がハブとして機能することにより、ワーケーションの醍醐味として「軽井沢町でのショッピング・草津温泉」の両方の魅力を楽しむことができる環境は、関東圏内でも随一である。また、自然を活かした観光名所、キャベツを中心とする高原野菜、水の美味しさなど、打ち出せる魅力が多くあることは大きなポテンシャルだと考えている。

こうした条件を活かしながら、嬭恋村は、社会課題解決に関心がある企業と積極的に連携する自治体としてのブランドを構築することで、新しい切り口の関係人口の増加を図り、研修参加による村への滞在から移住へと段階的につなげていく。また、企業と連携した地域課題の実証実験の成果を社会実装へとつなげることで、嬭恋村での雇用創出や、村外へ進学や就職のために出て行った若者たちが地元でUターンする受皿づくりにつなげていけると考えている。

本事業を通じて、嬭恋村で新たな挑戦を行いたい企業や個人が連鎖的に集まり、結果的に企業進出や移住等が促進されていくエコシステムを令和6年度までの3ケ年に渡り構築する。

単なる地域課題の解決に止まらず、課題や展望に対し当事者意識を持ち、他者と協働的に新たな価値を創造する人材を受け入れ、育成することにより、自立性の高い持続可能な地域社会を実現することが将来目指す姿である。

【数値目標】

K P I ①	本事業により実現した移住者							単位	人
K P I ②	研修プログラムの参加企業数							単位	社
K P I ③	官民連携を通じて創出される地域と連携した事業数(実証実験を含む)							単位	件
K P I ④	-							単位	-
	事業開始前 (現時点)	2022年度 増加分 (1年目)	2023年度 増加分 (2年目)	2024年度 増加分 (3年目)	2025年度 増加分 (4年目)	2026年度 増加分 (5年目)	2027年度 増加分 (6年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	0.00	5.00	8.00	-	-	-	13.00	
K P I ②	0.00	0.00	1.00	5.00	-	-	-	6.00	
K P I ③	0.00	0.00	3.00	3.00	-	-	-	6.00	
K P I ④	-	-	-	-	-	-	-	-	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

婦恋村の地域課題解決に向けた企業向け研修・官民連携推進事業

③ 事業の内容

令和2年度に整備したサテライトオフィスを企業が地域課題を体感するための研修拠点として利用し、企業人が継続的に婦恋村に訪問し活動ができるよう環境と仕組みを構築する。研修は社会課題や地域課題を解決することで自社の事業を持続可能な活動にしていきたいと考える企業を対象にしたプログラムの設計をする。その際に重要となるのが地域側の受け入れ態勢構築であり、役場職員、地域住民、地元企業がどのような課題を抱えていて、これからの婦恋村をどのようにしていきたいのかを研修参加企業と共に対話をしながら共創していく姿勢が必要である。

研修参加企業を受け入れる態勢を構築する上で実施する内容としては以下の取り組みを行う。

1. 「官民共創ワークショップの実施」

地域で新しい活動を生み出す上でのポイントは「地域で暮らす住民や事業者が自ら取り組みたいと感じるアイデア」と「利用可能な地域資源」を可視化することである。地域課題の解決のためには、それらの地域プレイヤーが嬭恋村をどんな地域にしていきたいかというビジョンと、ビジョン実現のためには現状の嬭恋村はどのような課題や可能性があるのかを把握する必要がある。これらを実現するためのノウハウを役場職員は持っていないため、自分たちが住みたいまち、暮らしたいまちの姿を考え、カードを使って対話しながら、まちづくり戦略を作っていくワークショップが開催できるツール「ローカル・ダイアログ」を活用する。ローカルダイアログでは、行政の結論ありきで政策を作るのではなく、カードを使った対話の場を通じて地域住民が政策づくりに主体的に関わり、対話のデータをまちづくりに活かすことで、行政が主導で行なっていた「一方通行」の政策策定を住民が参加して行う「共創型」に転換し、持続可能なまちづくりを推進することを可能にしている。

2. 「企業研修プログラムの設計・構築」

本村が策定している「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」「第6次嬭恋村総合計画」をもとに、下記3記載のスキームにより各種政策や事業における課題などを可視化し、多様な知見やノウハウを持った企業人が強みを生かした活動を地域で行えるようなプログラムを構築する。

3. 「企業研修プログラムの実施」

企業人が地域で活動する際には事前研修とフィールドワークプログラムを実施する。

(1) 行政の政策策定や予算編成プロセスの理解など官民連携に必要な基礎知識を学ぶ事前研修を実施する。

(2) 地域課題の解決に貢献できそうな企業側の資源の棚卸を行うワークを実施する。

(3) 地域課題を体感するために、地域住民の取材を行い、地域で活動する方々と連携した活動を生み出すフィールドワークの実施。

(4) フィールドワークで可視化した地域資源と企業の資源を活用し本村の地域課題解決に繋がる事業企画案の作成と執行部へのプレゼンテーションの実施。

本事業を通じて、嬭恋村で新たな挑戦を行いたい企業や個人が連鎖的に集まり、結果的に企業進出や移住等が促進されていくエコシステムを令和6年度までの3ケ年に渡り構築する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

課題解決的な側面の強い本事業は、短期的な視点では高い収益性を有してはいないが、事業をとおして創出される官民連携の力により、新たな挑戦を行う企業や移住者が連鎖的に集まり魅力的な事業が創出される地域となることで、長期的には人やモノの流入・経済の活性化に確実に寄与することを最重要視している。

事業の中で、様々な主体と連携することで、村の課題解決をサイクルすることができ、また事業実施にあたり、理解協力を得ることができる企業から企業版ふるさと納税を受けることに加えて、本村の行革努力により事業投資の拡充を図り、事業の確実な存続を担保する。

【官民協働】

- ・村の情報整理
→「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」「第6次嬭恋村総合計画」をもとに、各種政策や事業の課題等を分析し、官民連携により推進できそうな事業を抽出する。その上で企業研修と相性が良さそうな原課を巻き込み、嬭恋村オリジナルの研修プログラムを構築する。
- ・庁内向け勉強会や、原課との個別打ち合わせの実施
→本事業を推進するにあたり、SDGsの推進や企業連携に関する勉強会を庁内向けに開催。民間活力の活用、連携の促進に向けた知識・ノウハウの共有を行う。また、企業研修と親和性の高い課へのヒアリングを行い、SDGsの取組状況や課題を客観的に抽出するとともに、原課との共通認識を図る。
- ・地域住民、地元企業との協力体制の構築
→暮らしたいまちの姿を考えるローカルダイアログカードを用いたワークショップを通じて、嬭恋村の地域資源を洗い出して且つ、本事業の趣旨を紹介し協力体制を構築するための場をつくる
- (2) 参加企業の募集
一村の強みや課題、現状を踏まえ、事業のマッチングが見込める企業を精査、リストアップし、連携に向けて直接働きかけを行う。
併せて、オンラインイベントを行ったり等、ウェブを活用した情報発信を行い、企業からの問い合わせも募る。
- (3) 研修実施
 - ・座学研修
→サテライトオフィスを研修の拠点とし、官民が連携して取り組みを進めるうえで知っておきたい基礎知識を伝える。国・群馬県・嬭恋村の政策策定プロセス、予算編成プロセスの理解や、地域住民たちとの対話のコツなどを扱う
 - ・参加企業の資産・資本整理
→企業等が保有するアセットや中長期経営計画に基づいた事業ビジョン等を調査し、嬭恋村で調査を行うテーマを決定する
 - ・フィールドワーク
→嬭恋村で挑戦している地域住民や地元企業に協力を求め、取材を行う。
 - ・企業と村の課題解決に向けた取組の親和性を検討
→企業のアセットや事業ビジョン等を踏まえ、嬭恋村と連携して地域の課題解決につながる事業を構想する。
- (4) 継続的な関係構築の支援
→研修で構想した事業案に対し、継続的に住民や村との検討の伴走支援を行う。企業が、役場や地域住民・地元企業と信頼関係を構築しながら、地域の課題解決のためのパートナーとして関わることができるよう随時コーディネーションを行う。活動拠点をサテライトオフィスとして定期的に企業人たちが足を運び地域の方と関わるきっかけをつくる。事業案を実証実験が可能な規模までスケールさせることにも力を入れていく。

【地域間連携】

県境を越えて締結している定住自立圏構成市町村や隣接観光地(草津町、軽井沢町)本事業による各分野の課題解決は今後の嬭恋村の発展に強く寄与するもので先導性の高い取組である。上述の市町村で、官民連携による課題解決事業を実践事例がないことから、嬭恋村が目に見える成果をベースに連携を促すことで、他市町村でも同様な取組が生まれたり、行政職員間の連携強化にも寄与され、広域的な官民連携を促進することで、新たな企業進出や地域独自の政策や官民連携制度が構築できる。

【政策間連携】

本事業は、課題解決・人材育成改革を通して、地域における本質的な課題解決策を生み出すことを目的とした事業であり、幅広く地方創生に対して効果を発揮する事業である。また、嬭恋村独自の観光資源や産業等を組み合わせることで、相乗効果を生み出しながら、全体として地方創生に寄与するものである。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

本事業は、村のサテライトオフィスを拠点に様々な地域課題を背景に解決策の立案のみならず、企業と共に課題解決に挑戦し、新たな事業や地域への還元を生み出す力を育むため、関連事業である「孺恋村スマートシティ事業」を活用する。官民が協働で課題やニーズの見える化をさせることでビックデータ構築に大きく寄与し、これらに地域性や郷土を掛け合わせ、地域課題解決×DXといった独自の事業構想やツール醸成を目指すものである。

また、新しい雇用創出を図るべく、県立孺恋高校 情報ビジネス学科へ本研修事業の参画を促すとともに、デジタルのアセットを有する企業と課題解決×DX推進を授業カリキュラムに導入し、学生のデジタルスキル向上と「村の課題をDXで解決する」事業を構築することを目的に、孺恋村の将来設計を学生とともに実践する。

理由①

「孺恋村スマートシティ事業」では、20～30歳世代分析・企画・実行・データ再取得を繰り返し、孺恋ブランドを強化し、関係人口の拡充を目的とした事業であるため、地域課題解決とデジタル人材育成により孺恋村の発展に強く寄与するものである。

また、県立孺恋高校にはデジタルを活用する学科があるにも関わらず、生徒の大半が村外に就業してしまう現状がある。そこで、孺恋村DXイノベーションとして部活動の設立や授業カリキュラムに加え、企業人の知見やノウハウを浸透させることで、孺恋高校の生徒の育成や雇用先の創出に寄与すると考える。

取組②

該当なし。

理由②

取組③

該当なし。

理由③

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9 月

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を担当課による自己評価を行った後に、孺恋村総合戦略評価委員会において検証。

【外部組織の参画者】

孺恋村連合婦人会、孺恋村連合若妻会、JA孺恋村、孺恋村商工会、孺恋村観光協会、東海大学、女子栄養大学、明治大学、群馬銀行、上毛新聞社、群馬県吾妻行政県税事務所

【検証結果の公表の方法】

孺恋村ホームページにて公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 16,100 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日 から 2025 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に
7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。